

令和 6 年度

河南二期農業水利事業

前谷地揚水機場電動機整備工事

特別仕様書

東北農政局河南二期農業水利事業所

第1章 総則

河南二期農業水利事業前谷地揚水機場電動機整備工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等共通仕様書」（以下「共通仕様書（施）」という。）及び「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書（土）」という。）に基づいて実施する。同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目的

本工事は、河南二期農業水利事業計画に基づき、前谷地揚水機場の電動機を整備するものである。

2. 工事場所

宮城県石巻市前谷地地内

3. 工事概要

本工事は、前谷地揚水機場電動機等の整備を行うものであり、その概要は次のとおりである。

(1) 電動機 (No.1 主ポンプ用電動機) 1 台

形式：立軸かご形三相誘導電動機

出力：200kW

(2) 過電流継電器 2 個

(3) 試運転調整工 1 式

4. 工事数量

別紙1「工事数量表」のとおりである。

5. 施工範囲

(1) 本工事の施工範囲は、第2章3. 工事概要に示す設備の取り外し、輸送、整備、据付及び試運転調整までの一切とする。

第3章 施工条件

1. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日は次のとおりとする。

(1) 工場製作の工事期間には、休日等4週8休を見込んでいる。

(2) 現場据付等の工事期間には休日等3日を見込んでいる。

なお、休日等は土曜日、日曜日、祝日である。

2. 現場技術員

本工事は、共通仕様書(施)第1章1-1-11に規定している現場技術員を配置する。氏名等については、別に通知する。

第4章 現場条件

1. 搬入路

現場への搬入路は、25t吊ラフテレーンクレーンの進入が可能である。

2. 第三者に対する措置

(1) 保安対策

本工事における交通誘導警備員は計上していないが、現地交通状況等により必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

3. 関係機関との調整

受注者は、次に示すものについて必要な調整を行わなければならない。

(1) 施設管理者との工程調整

第5章 提出図書等

1. 承諾図書

共通仕様書(施)第1章1-1-6に示す実施仕様書・計算書及び詳細図の提出は工事の契

約日から15日以内に提出するものとする。また、承諾・不承諾は提出があった日から5日以内に文書で通知するものとする。

2. 施工図

受注者は、施工図が第三者の有する著作権を侵害し、発注者が著作権法に従い第三者に損害の回復等の処置を講じなければならないときは、発注者にかわり、その損害を負担し、又は回復等の処置を講ずるものとする。

第6章 仮 設

1. 工事用電力

据付工事に使用する電力設備及び電力料金は受注者の負担とする。

第7章 工事用地等

1. 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、前谷地揚水機場敷地内である。

第8章 貸与する資料等

1. 貸与する資料等

本工事の施工において、関連する次の資料は貸与する。

- (1) 資 料 名 令和4年度 河南二期農業水利事業
前谷地揚水機場実施設計業務 報告書
- (2) 貸与期間 工事施工期間
- (3) 返納場所 東北農政局河南二期農業水利事業所
- (4) 貸与条件 貸与資料の内容については、発注者の許可なく他に公表してはならない。

第9章 試運転調整

本工事で実施する電気設備を含めた試運転調整に要する電力料金（基本料金・使用料金）は発注者において負担する。

試運転内容については、監督職員と協議のうえ試運転を行うものとする。

第10章 設 計

1. 一般事項

- (1) 受注者は、本仕様書に示す設計条件等に基づき設計図書及び第8章第1項の貸与する資料等について照査し、設備の製造設計を行うものとする。
- (2) 土地改良事業計画設計基準、関係する諸基準及び規格を遵守し、設計条件及び設置条件に対し十分な強度、性能及び機能を有するものとする。
- (3) 耐久性及び安全性並びに維持管理を考慮した構造とする。
- (4) 運転が確実で操作の容易なものとする。
- (5) 設計、製作、据付等に当たって特許等を使用する場合は、その詳細を明記するものとする。

第11章 構造及び製作

1. 一般事項

- (1) 本設備の製作に必要な機器及び材料は、共通仕様書（施）第2章「機器及び材料」及び第6章「用排水ポンプ設備」によるものとする。
- (2) 本設備の構造及び製作は、共通仕様書（施）第3章「共通施工」及び第6章「用排水ポンプ設備」によるものとする。

(3) 本設備は、共通仕様書（施）第6章によるものとするが、受注者の新技術及び新製品等があれば提案を行うことが可能である。

(4) ポンプの主要部は、運転開始から長期の運転に耐えうる設計を行うものとする。

2. 電動機整備

下記の電動機の実備を行う。

(1) 機器仕様

仕様項目	No.1 主ポンプ用電動機
形式	立軸かご形三相誘導電動機
定格出力	200kW
電圧	3000V
周波数	50Hz
極数	14P
起動方式	リアクトル

(2) 整備内容

- ・電動機受入検査
- ・分解、回転子抜き出し精密点検
- ・固定子コイル製作
- ・固定子コア製作
- ・固定子コイル組線
- ・固定子コイルコア一体注入、乾燥、仕上ワニス処理
- ・固定子コイルコア入替
- ・回転子洗浄、乾燥、仕上ワニス処理
- ・回転子バランス調整
- ・上部スラストメタル取替、摺合わせ調整
- ・上部ガイドメタル取替、摺合わせ調整
- ・上部軸受冷却管点検、清掃
- ・オイルタンク等金具部品点検、清掃、防錆塗装
- ・電動機再組立調整
- ・絶縁診断（整備前後）
- ・工場内仮据付、単体無負荷試験
- ・外部塗装（3種ケレン、仕上塗り1回）
- ・発送段取り（梱包含み）

(3) 交換部品

下部ベアリング (NU322UMCM)	1 個
上部軸受スラストメタル	6 個
上部軸受ガイドメタル	1 式
上部軸受温度計	1 個
上部軸受油面計	1 個
消耗品（リード線、グリス、ワニス等）	1 式

第12章 据 付

1. 一般事項

据付は、共通仕様書（施）第3章第7節から第13節及び、第6章第12節によるものとし、特記及び追加事項は次によるものとする。

2. 撤去・据付（電動機及び過電流継電器）

(1) 設備の配置は、既設と同じ場所に配置するものとする。

(2) 設備の据付に重機械を使用する場合は、既設構造物に損傷を与えないように留意するものとする。

(3) 据付にあたっては、損傷を与えないように、かつ機能を十分に発揮するように正確に据付なければならない。

(4) 交換撤去材した機器は重量を計測した後、大曲排水機場敷地内に集積するものとする。そ

の後、共通仕様書（施）に基づき、重量を計測した記録を付して工事現場発生材報告を提出し、監督職員へ引渡さなければならない。

第13章 施工管理等

1. 施工管理

施工管理は、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等施工管理基準」及び共通仕様書（施）による。なお、これらに定められていない事項については、受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。

2. 工事写真における黑板情報の電子化について

黑板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黑板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黑板情報の電子化を行うことができる。

黑板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（1）から（4）によりこれを実施するものとする。

（1）使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下「機器等」という。）は、「土木工事施行管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき記号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

（2）機器等の導入

- 1）黑板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- 2）受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

（3）黑板情報の電子的記入に関する取り扱い

- 1）受注者は、（1）の機器を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黑板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- 2）本工事の工事写真の取り扱いは、「土木工事施行管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」にするものとする。なお、上記1）に示す黑板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
- 3）黑板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黑板を写しこんだ写真を撮影する必要はない。

（4）写真の納品

受注者は、（3）に示す、黑板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時にURL(<http://www.cals.jacis.or.jp/CIM/sharing/index.html>)のチェックシステム（信憑性チェックツール）またはチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黑板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

（5）費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黑板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

3. 情報共有システムについて

- （1）本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの対象工事である。

第14章 条件変更の補足説明

本工事の施工にあたり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書と異なる場合、あるいは設計図書に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

1. 設計諸元等条件変更に係るもの
2. 関連工事との調整に係るもの
3. 不可抗力によるもの
4. 法・基準の改正に係るもの

5. その他本仕様書に定めないもの

第15章 その他

1. 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書（施） 第1章 1-1-26 及び第1章 1-1-28 に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R 又は BD-R）正副2部

2. 配置予定監理技術者等の専任期間

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

また、現場への専任期間については、契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、工事完成后、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

更に、工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間については、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括管理することができる。

3. ワンデーレスポンス実施に関する事項

「ワンデーレスポンス」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答日を通知するなど、なんらかの回答を「その日のうち」にすることである。

なお、「その日のうち」とは午前に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後に協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日は除く

4. 契約後 VE 提案

(1) 定義

「VE 提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) VE 提案の意義及び範囲

1) VE 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。

2) ただし、次の提案は、VE 提案の範囲に含めないものとする。

- ① 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
- ② 工事請負契約書第18条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案
- ③ 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) VE 提案書の提出

1) 受注者は、(2)の VE 提案を行う場合、次に掲げる事項を VE 提案書

（共通仕様書（施）工場関係書類様式（様式-6）の様式1～様式4）に記載し、発注者に提出しなければならない。

- ① 設計図書に定める内容と VE 提案の内容の対比及び提案理由
- ② VE 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
- ③ VE 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
- ④ 発注者が別途発注する関連工事との関係
- ⑤ 工業所有権を含む VE 提案である場合、その取り扱いに関する事項
- ⑥ その他 VE 提案が採用された場合に留意すべき事項

- 2) 発注者は、提出された VE 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
- 3) 受注者は、VE 提案を契約締結の日より、当該 VE 提案に係る部分の施工に着手する日の 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。
- 4) VE 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) VE 提案の適否等

- 1) 発注者は、VE 提案の採否について、原則として、VE 提案を受領した日の翌日から 14 日以内に書面（共通仕様書（施）工場関係書類様式（様式-6）の様式 5）により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。
- 2) また、VE 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
- 3) VE 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。
- 4) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の 2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。
- 5) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。
- 6) 前項の変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する額（以下「VE 管理費」という。）を削減しないものとする。
- 7) VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者が VE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。
- 8) 発注者は、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記 6) の VE 管理費については、変更しないものとする。
ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) VE 提案書の使用

発注者は、VE 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容が無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者が VE 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

5. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、総括監督員（次長）、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(2) 工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時および新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、総括監督員（次長）、主任監督員（主催）、監督員が、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(3) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、総括監督員（次長）、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開

催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員と協議し定めるものとする。

(4) 対策検討会議

工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに各地方農政局地方参事官（議長）・関係課職員、事業所長、総括監督員（次長）、主任監督員（主催）、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。

(5) 建設コンサルタントの出席

上記 5. (1)、(2)、(3)及び(4)の会議に必要なに応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関らず変更契約の対象としない。

(6) 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

6. 工事付属品

本工事で製作・据付した設備の維持管理及び運転操作に必要な図書等は、工事付属品として監督職員の指示する場所に 1 部を備え付けなければならない。

7. 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について

(1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土地改良事業等請負工事積算基準（以下「積算基準」という。）の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営 繕 費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

(2) 受注者から請負代金内訳書の提出があった後、発注者は共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を提示するものとする。

(3) 受注者は、当初契約締結後、(2)で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した実施計画書（別紙 2）を作成し、監督職員に提出するものとする。

(4) 最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、変更実施計画書（別紙 3）及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

(5) 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

(6) 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費率分は、積算基準に基づく算出額から実施計画書（別紙 2）に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。

また、現場管理費は、積算基準に基づく算出額から実施計画書（別紙 2）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。

(7) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。

(8) 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

8. 週休 2 日制工事の施行

(1) 本工事は、週休 2 日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休 2 日による施工を行わなければならない。

なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休 2 日相当の確保が難しいことが想

定される場合には監督職員と協議するものとする。

- (2)「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。

- ① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間^{※注}のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
 - ② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。
 - ③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- (3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。
- ① 受注者は、契約後、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。
 - ② 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。
 - ③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。
 - ④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。
 - ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。
- (4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。
- (5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。

①補正係数

	4週8休以上 〔現場閉所率 28.5%(8日/28日)以上〕
労務費	1.02
機械経費 (賃料)	1.02
共通仮設費 (率分)	1.02
現場管理費 (率分)	1.05

②補正方法

当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数による補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。

9. 週休2日制の促進

- (1) 本工事は、週休2日制を促進するため、現場閉所状況に応じて工事成績要領に基づく工事成績評定において加点評価を行うとともに、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履

行実績取組証明書」という。)の発行を行う工事である。

- (2) 発注者は、現場閉所状況が4週8休以上(現場閉所率 28.5% (8日/28日)以上)と確認した場合は、工事成績評定において加点評価するものとする。ただし、工事成績評定の合計は100点を超えないものとする。また、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定の点数を10点減ずることとする。なお、加点評価に当たっては、以下のとおりとする

- 1) 他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場合は、工事成績要領別紙5に示す「4. 創意工夫」に、次の評価項目を追加した上で最大2点を加点評価する。なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて1点、2点で評価する。

○監督職員用

【働き方改革】

- ☐月単位の週休2日(4週8休以上)の確保に向けた企業の取組が図られている。
☐若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。

- 2) 現場閉所による月単位の週休2日相当(4週8休以上)が達成した場合は、工事成績要領別紙3-1に示す「2. 施工状況(Ⅱ工程管理)」に、次の2つの評価項目を追加し、両方で加点評価する。ただし、月単位の週休2日に満たない場合は、「休日の確保を行った。」のみを評価する。

○監督職員用

- ☐休日の確保を行った。
☐その他[理由:現場閉所により月単位の週休2日(4週8休以上)の確保を行った。]

○事業(務)所長用

- ☐工程管理に係る積極的な取組が見られた。
☐その他[理由:現場閉所により月単位の週休2日(4週8休以上)の確保に取り組んだ。]

- 3) 現場閉所による週休2日相当(4週8休以上)が達成したことに加え、対象期間内の全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った場合は、工事成績要領別紙8に示す「7. 法令遵守等」に次の評価項目を追加した上で1点を加点評価する。

○事業(務)所長用

- ☐その他[理由:現場閉所による週休2日(4週8休以上)の確保を行ったとともに全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った。]

- (3) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週8休以上(現場閉所率 28.5% (8日/28日)以上)と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。

10. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

- (1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

- (2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

1) 真夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。

2) 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

- (3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

- (4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。

なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

- (5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

- (6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定

した上で補正值を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする

$$\text{補正值 (\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} ※$$

※ 補正係数：1.2

11. 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）について

- （1）本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。
- （2）受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

12. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策等

- （1）工事で使用する資材等の納期への影響に対する対応について

受注者は、新型コロナウイルス感染症に伴い、工事で使用する資材、機材及び機器類の納期に影響が生じ、工期内に工事が完成できないと判断される場合は、監督職員と協議するものとする。

- （2）感染拡大防止対策にかかる費用の計上

受注者は、新型コロナウイルス感染拡大防止のために次のような対策を実施する場合は、監督職員と協議するものとし、必要と認められた対策については、施工計画書に記載して確実に履行しなければならない。

- 1）現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用
- 2）現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用
- 3）遠隔確認やテレビ会議等のための機材・通信費
- 4）その他、感染拡大防止のために必要と認められる費用

第 16 章 定めなき事項

1. 契約書、設計図面及び本仕様書に示されていない事項であっても構造、機能上又は製作据付上当然必要と認められる軽微な事項については受注者の負担で処理するものとする。
2. この仕様書に定めない事項又は、この工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
直接製作費				
1. 用排水機修繕工				
(1)用排水機修繕工				
No. 1主ポンプ用電動機工場整備		式	1. 000	
[施設機械労務単価]	, 用排水ポンプ設備, 製作 工	人	334. 000	
間接労務費	用排水ポンプ設備, , 90%	式	1. 000	
工場管理費	用排水ポンプ設備, , 35%	式	1. 000	
2. 原動機工				
(1)主電動機設備工				
主電動機工		式	1. 000	
下部ベアリング		個	1. 000	
上部軸受スライドメタル		個	6. 000	
上部軸受ガイドメタル		式	1. 000	
上部軸受温度計		個	1. 000	
上部軸受油面計		個	1. 000	
消耗品		式	1. 000	
3. 電気設備工				
(1)受変電設備工				
高圧電気盤工		式	1. 000	
過電流継電器	盤内配線、金具含む	台	2. 000	
直接工事費				
1. 輸送費				
(1)輸送費				
輸送費		式	1. 000	
No. 1主ポンプ用電動機輸送費(現場～工場)	用排水ポンプ設備固定機 場, 4ton, 320km	式	1. 000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
No. 1主ポンプ用電動機輸送費(工場～現場)	用排水ポンプ設備固定機 場, 4ton, 320km	式	1. 000	
2. 用排水機修繕工				
(1)用排水機修繕工				
用排水機据付工(直接経費)		式	1. 000	
ラフテレンクレーン[油圧伸縮ジブ型・低騒・排対型 (~2014)]	ラフテレンクレーン(油圧伸縮ジブ 型), 25ton吊り, なし	日	2. 000	
雑器具損料		式	1. 000	
仮設ステージ設置・撤去		式	1. 000	
No. 1主ポンプ用電動機撤去据付工		式	1. 000	
[施設機械労務単価]	, 用排水ポンプ設備, 据 付 工	人	15. 000	
[施設機械労務単価]	, 用排水ポンプ設備, 普通 作業員	人	4. 000	
据付間接費	用排水ポンプ設備, , 140%	式	1. 000	
据付材料費	用排水ポンプ設備, , 電動 機駆動, 立軸(軸流・斜 流), 高圧受電, SGP	式	1. 000	
補助材料費(据付)	用排水ポンプ設備, , 2%	式	1. 000	
(2)電気設備修繕工				
電気盤類据付工		式	1. 000	
No. 1, 2主ポンプ盤調整工	, 用排水ポンプ設備, 電 工	人	28. 000	
3. 試運転調整工				
(1)試運転調整工				
試運転調整工		式	1. 000	
総合試運転調整労務	, 90超~115以下m3/min, 2 台, 横軸軸・斜流及び立軸 軸・斜流, 1. 6, 台数制	式	1. 000	
据付間接費	用排水ポンプ設備, , 140%	式	1. 000	

別紙 2

実績変更対象費に関する実施計画書

費 目		費 用	内 容	計上額
共通仮設 費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舍、 倉庫、材料保管場所等の敷地借上げ に要する地代及びこれらの建物を建 築する代わりに貸しビル、マンショ ン、民家等を長期借上げする場合に 要する費用	
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊す る場合に要する費用	
		労働者送 迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該 現場に送迎輸送（水上輸送を含む） をするために要する費用（運転手賃 金、車両損料、燃料費等含む）	
	小 計			
	現場管理 費	労務管理 費	募集及び 解散に要 する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅 費、労働者の帰省手当
賃金以外 の食事、 通勤等に 要する費 用			労働者の食事補助、交通費の支給	
小 計				
合 計				

別紙 3

実績変更対象費に関する変更実施計画書

費 目		費 用	内 容	計上額 (当初)	計上額 (変更)	差額
共通仮 設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用			
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用			
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用 （ 運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）			
	小 計					
現場管 理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当			
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助、交通費の支給			
	小 計					
合 計						

令和6年度
河南二期農業水利事業
前谷地揚水機場電動機整備工事 図面目録

図面番号	図面名称	枚数	備考
1	前谷地揚水機場 位置図	1	
2	前谷地揚水機場 ポンプ設備平断面図	1	
3	前谷地揚水機場 単線結線図	1	
4	前谷地揚水機場 高圧盤外形図	1	
5	前谷地揚水機場 No.1主ポンプ用電動機 整備図	1	
計		5	